

健全化判断比率の状況について

(単位：%)

標準財政規模	(千円)		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	うち臨時財政対策債発行可能額					
9,790,181	210,271		—	—	-1.0	—
早期健全化基準			13.37	18.37	25.0	350.0
財政再生基準			20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字比率の早期健全化基準は、標準財政規模が200億円以下の場合、その規模に応じ12.50%から15.00%とされています（連結実質赤字比率の早期健全化基準は、実質赤字比率に5%加えた率）。

岩沼市は、全会計において黒字決算となったことから、実質赤字比率、連結実質赤字比率、ともに数値は算出されません。実質公債費比率は早期健全化基準を大きく下回り、また、将来負担比率も計上されないことから、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による判定基準においては、健全な状態であると言えます。

1 実質赤字比率／一般会計の赤字の大きさ

- 一般会計の実質収支赤字額の、標準財政規模に対する割合

⇒ 一般会計の実質収支は黒字のため、「—」と表示しています。

2 連結実質赤字比率／市の全体の赤字の大きさ

- 市の全会計の実質収支赤字合計額の、標準財政規模に対する割合

⇒ 全ての会計で実質収支が黒字のため、「—」と表示しています。

3 実質公債費比率／一般会計が負担する1年間の地方債償還に要する額の大きさ

- その年の地方債元利償還のために充てた額の、標準財政規模に対する割合（3カ年平均）

⇒ 令和元年度決算と比較し、実質公債費充当財源が増額となったものの、実質公債費がそれを上回る増額となったことにより、3カ年平均で0.8ポイント悪化の「-1.0%」となりました。率としては依然としてマイナス値であり、早期健全化基準を大幅に下回っています。

4 将来負担比率／一般会計が将来にわたり負担する債務で、健全化判断の対象とする額の大きさ

- 健全化判断の対象とする額の、標準財政規模に対する割合

⇒ 将来的に想定される債務から、その償還に充てることができる収入見込額を減額した額を対象としますが、岩沼市の場合、「債務<収入」と見込まれ、算定結果がマイナスとなるため「—」と表示しています。